

令和元年度前橋市移住支援金交付要項

令和2年2月3日から適用

|  |
|--|
| 取扱担当課<br>前橋市役所産業政策課（12階）<br>電話 027-898-6985（直通）<br>027-224-1111（内線4213・4214） |
|--|

この支援金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

|      |  |
|------|--|
| 交付目的 | 首都圏から市内への移住者に移住支援金を交付することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とします。  |
| 内容   | 交付対象者<br>1に定める要件を満たし、かつ2又は3の要件を満たす者とします。ただし、平成31年度前橋市U I Jターン若者就職奨励金の交付決定者は対象外とします。<br><br>1 移住等に関する要件<br>次に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)に該当すること。<br>(1) 移住元に関する要件<br>次に掲げる事項を全て満たすこと。<br>ア 住民票を移す直前の10年のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。<br>イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。<br>(2) 移住先に関する要件<br>次に掲げる事項の全てに該当すること。<br>ア 平成31年4月26日以降に、前橋市に転入したこと。<br>イ 前橋市に、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。<br>(3) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ） |

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の本申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に、転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(4) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市税を滞納していないこと。

イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ウ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

エ その他群馬県及び前橋市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、マッチングサイト開設前には、群馬県又は他の都道府県のサイトに移住支援金の対象として掲載している求人とする。

(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(2)の求人を行った法人に就業し、移住支援金の本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(5) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。ただし、マッチングサイト開設前には、群馬県又は他の都道府県のサイトに上記(2)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降とする。

|                         |             |   |
|-------------------------|-------------|---|
|                         |             | <p>(6) 当該法人に、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>3 起業に関する要件<br/>         地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。</p>  |
|                         | 交付金額        | <p>交付金額は、予算の範囲内で1世帯あたり次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2人以上の世帯の場合 100万円</li> <li>・単身の場合 60万円</li> </ul>   |
|                         | 交付条件        | <p>1 交付対象者は、前橋市移住支援金事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 交付対象者は、前橋市移住支援金事業に係る書類等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 交付対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p>   |
| 交付申請の方法、時期等<br>交付申請の手続等 | 交付申請の方法、時期等 | <p>1 移住支援金の交付を受けようとする場合は、就職に関する要件を満たすことになる場合には群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後、起業に関する要件を満たすことになる場合には起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、次の書類により仮申請をしてください。</p> <p>(1) 交付申請書（仮申請）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 写真付き身分証明書</p> <p>イ 移住元の住民票の除票の写し（世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）</p> <p>ウ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（交付対象者の要件1の(1)のイに該当する被用者又は雇用者に限る。）</p> <p>エ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（交付対象者の要件1の(1)のイに該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）</p> <p>オ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認で</p> |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
|                  |  | <p>きる書類) (交付対象者の要件1の(1)のイに該当する法人経営者又は個人事業主に限る。)</p> <p>カ 移住先の就業先の就業証明書 (仮申請) (就職に関する要件を満たす場合に限る。)</p> <p>キ 起業支援金の交付決定通知書 (起業に関する要件を満たす場合に限る。)</p> <p>ク その他参考となる書類</p> <p>2 仮申請を行った者は、転入から3ヶ月以上1年以内 (就職に関する要件を満たす者については、就業からも3ヶ月経過後) に次に掲げる書類により本申請を行ってください。</p> <p>(1) 交付申請書 (本申請) 兼実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 写真付き身分証明書</p> <p>イ 誓約書</p> <p>ウ 個人情報同意書</p> <p>エ 就業証明書 (本申請) (就職に関する要件を満たす場合に限る。)</p> <p>オ 市税完納証明書</p> <p>カ その他参考となる書類</p> |
| 交付決定の時期等         |  | 申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。   |
| 請求の方法、支払時期等      |  | <p>1 次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 移住支援金交付請求書</p> <p>(2) 交付決定通知書の写し</p> <p>(3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振り込み可能となる情報 (金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名) が確認できるものに限る。)</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>   |
| 交付決定の取消し又は支援金の返還 |  | <p>1 次の場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部が取り消され、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、当該各号に該当することにつき、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 全額の返還</p> <p>ア 虚偽の申請等をした場合</p> <p>イ 本申請日から3年未満に本市から転出した場合</p> <p>ウ 本申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合</p> <p>エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合</p> <p>(2) 半額の返還</p> <p>本申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合</p>   |

|    |         |  |
|----|---------|--|
|    |         | 2 移住支援金の交付を受けた後、移住支援金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部分の移住支援金を返還しなければなりません。   |
| 様式 | 申請書等の様式 | 1 交付申請書（仮申請）（様式第1号）<br>2 就業証明書（仮申請）（様式第2号）<br>3 仮申請の審査結果について（様式第3号）<br>4 交付申請書（本申請）兼実績報告書（様式第4号）<br>5 誓約書（様式第5号）<br>6 個人情報同意書（様式第6号）<br>7 就業証明書（本申請）（様式第7号）<br>8 交付決定通知書（様式第8号）<br>9 移住支援金交付請求書（様式第9号） |